

# 安来市経済活性化事業支援プログラム ～やすぎ夢追人支援事業～ 要 綱

産業サポートネットやすぎ  
平成19年4月23日  
(平成29年4月1日改正)

## (目的)

第1条 この要綱は、個人及び企業又は団体等の主体的かつ創造的な事業を支援し、安来市の域外マネー獲得の拡大及び域外流出マネーの縮小（域内循環型経済へのシフト）を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 安来市経済活性化事業支援プログラム～やすぎ夢追人支援事業～（以下「プログラム」という）は、安来市の事業である。

2 産業サポートネットやすぎ（以下「SSY」という）は、安来市から委託を受け、プログラムの実施、運用管理を行う。

3 この要綱において、「支援金」とは、SSYからSSY以外の者に対して支払われる金銭をいう。

4 この要綱において、「支援事業」とは、支援金の支払対象となる事業をいう。

5 この要綱において、「支援事業者」とは、支援決定を受け、支援事業を実施する者をいう。

## (実施期間)

第3条 プログラムの実施期間は、SSYが別に定める。

## (支援事業者)

第4条 支援事業の申請ができる者は、個人又は企業、団体等で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 申請時において、市税の滞納をしている者

(2) 法令違反等により、何らかの拘束を受けている者

(3) 不渡り処分等により、金融機関との取引停止中の者

(4) 制限行為能力者に該当する者

(5) 許認可等を必要とする事業において、許認可等を受けていない者又は許認可等を受ける予定のない者

(6) 事業実施に伴う責任を負えない者

(7) この要綱に定める事項を順守できない者

(8) 過去にこのプログラムの適用を受けた者で、適用年度を含む4か年度を経過していない者

(9) このプログラムの適用を受けた者で、現在適用事業の実施期間内にある者

(10) その他、SSYが相当の事由により認めない者

2 申請は、申請者あたり年度1回とする。

(対象事業)

第5条 このプログラムの対象となる事業は、第1条に掲げる目的の達成に寄与する事業であって、次の各号の2以上に該当する事業とする。

- (1) 創業等に関する事業
  - (2) 新商品の開発等に関する事業
  - (3) 販路の拡大等に関する事業
  - (4) ブランド推進等に関する事業
  - (5) その他、目的の達成に資する事業でSSYが認める事業
- 2 支援対象となる事業は、実施効果が市内を中心とし、将来にわたって継続実施、展開する事業で効果が見込まれるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は支援の対象としない。
- (1) 市の他の助成を受けている事業
  - (2) 市から助成を受けている団体等からの助成を受けている事業
  - (3) 政治活動または、宗教活動と認められる事業
  - (4) 助成の有無にかかわらず、既に同一と認められる事業を実施し、効果がなかった事業
  - (5) 安来市総合計画に著しく反する事業

(支援金)

第6条 支援金の額は、支援対象経費の2/3以内の額（1,000円未満切捨て）とする。

- 2 前項の支援金の額は、SSYの予算の範囲内とし、200万円を上限にSSYが認める額とする。
- 3 他の機関から助成を受ける場合における支援金の額は、プログラムの申請に係る対象経費の総額から、当該機関からの助成額を除いた額を対象経費として算定する。
- 4 対象経費等の詳細については、SSYが別に定める。
- 5 支援の対象となる事業経費は、事業の目的達成のために最低限必要なものとし、SSYにおいて事業内容を精査して適当と認められる経費に限るものとする。
- 6 事業経費における設備経費（器具費、工事費等）は、原則として支援対象としない。ただし、事業経費全体に占める設備経費の割合が1/2以内で、事業実施により著しい効果が見込まれるとSSYが認める場合は、設備経費の一部を対象経費とすることができる。
- 7 前項により、SSYが設備経費の一部を対象経費として認めたときは、当該設備経費（複数の該当経費が含まれる場合にはその合計額）の2/3の額を上限として、対象経費に算入することができる。
- 8 前項における対象経費への算入額は、50万円を上限とする。

(申請方法)

第7条 支援事業の申請をしようとする者は、当該事業開始前にあらかじめ文書又は口頭により事業内容をSSYに提示し、協議の上、次に掲げる事項を記載した安来市経済活性化事業支援プログラム～やすぎ夢追人支援事業～支援申請書（様式第1号）にSSYが定める書類を添えてSSYに提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所、連絡先
- (2) 事業の目的、内容、計画、想定される効果
- (3) 事業の経費配分、経費の使用方法、算定資料

#### (4) 申請する支援金の額、算出基礎

##### (支援の決定)

第8条 S S Yは、事業の申請があったときは、これを審査し、目的及び金額等が適正であると認めるときは、速やかに支援決定を行う。

2 事業を有効かつ適正なものとするため、申請のあった事業の支援及び確定の決定については、S S Yにおいて支援審査会議に付託する。

3 審査の基準、支援審査会議については、別に定める。

4 S S Yは、決定内容を記載した支援審査結果通知書（様式第2号）により、支援事業者に通知するものとする。

##### (条件)

第9条 審査の決定に当たり、S S Yが適正な支援事業遂行に必要と認める場合は、計画の変更等、条件を付することができる。

##### (申請の取り下げ)

第10条 支援の申請をした者は、支援審査結果通知書を受けた場合において、当該通知に係る支援金の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受けた日から起算して7日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る支援決定は、なかったものとみなす。

##### (決定内容等の変更)

第11条 支援事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにS S Yに報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 支援事業に要する経費の配分を3割以上変更するとき

(2) 支援事業の期間、内容を変更するとき

(3) 支援事業を中止し、又は廃止しようとするとき

2 S S Yは、前項の報告の内容により、必要に応じて事業変更申請書（様式第3号）の提出を支援事業者に求めるものとし、支援事業者はこれを速やかに提出するものとする。

3 S S Yは、前項の事業変更申請書が提出された場合は、支援審査会議において審議し、書面により支援事業者に通知するものとする。

##### (実績報告)

第12条 支援事業者は、支援事業が完了したときは、その成果を記載した安来市経済活性化事業支援プログラム～やすぎ夢追人支援事業～実績報告書（様式第4号）、その他S S Yが必要と認める書類を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、支援事業の完了の日から1か月以内とする。

##### (支援金の確定)

第13条 S S Yは、前条の実績報告書が提出されたときは、支援審査会議において、支援事業の成果が支援決定内容、条件等に適合するかどうかを調査審議し、その結果に基づく内容を支援金確定通知書（様式第5号）により支援事業者に通知するものとする。

(支援事業者の遵守事項)

第14条 支援事業者は、この要綱及び法令、支援決定内容、その他指示事項を順守し、善良な管理者の注意をもって支援事業を実施するものとし、支援金を事業目的以外に使用してはならない。

2 支援事業者は、支援事業の実施に伴う全ての責任を有する。

3 支援事業者は、支援事業の実施に伴って発生した損害等について、SSY及びプログラムに係る事由をもって、SSY及びSSYを構成する者に対し一切の異議申し立てをすることはできない。

4 支援事業者は、支援事業について事業実施期間中及び事業実施期間終了後において、SSYが情報提供を求める場合には、速やかにこれに応じなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 支援事業者は、支援事業により取得又は価値の増加した不動産及び動産等の財産について、SSYの許可無く、支援目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しないものとする。

(1) 支援事業者が、当該財産に係るプログラムによる支援金等の全額に相当する金額をSSYに返納した場合

(2) 耐用年数を経過した場合

(支援金の支払時期)

第16条 SSYは、支援事業者が当該支援事業を完了した後において、支援金を支払うものとする。ただし、SSYが必要と認める場合は、支援事業の完了前に支援金の全部又は一部を支払うことができる。

2 支援事業者は、支援金確定通知書に基づき、支援金の支払を受けようとするときは、安来市経済活性化事業支援プログラム～やすぎ夢追人支援事業～支援金請求書(様式第6号)をSSYに提出しなければならない。また、支援決定通知書に基づき、支援事業の完了前に支援金を請求する場合も同様とする。

(支援決定の取り消し等)

第17条 SSYは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援事業に係る支援金の決定内容の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、既に経過した期間に係る部分で取り消すことが適当でない場合は、適用しないものとする。

(1) 支援決定後に、事情の変化等により、支援事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき、又は遂行できなくなったとき

(2) 支援事業者が、当該支援金を目的外に使用したとき

(3) 支援事業者が、支援金の決定内容又は決定に付した条件に違反したとき

(4) 支援事業者が当該支援事業に関し、この要綱及び法令又はそれに基づく処分若しくは命令に違反したとき

(5) その他、SSYが相当の事由を認めたとき

(支援金の返還)

第18条 SSYは、支援決定を取り消した場合において、当該支援事業の取消に係る部分について既に支援金が支払われているときは、支援金等返還命令書(様式第7号)により期限を定めて返還を命じ、支援事業者は期限までに、返還しなければならない。

(延滞金)

第19条 支援事業者は、支援金の返還を命じられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した遅延金をSSYに納付しなければならない。ただし、SSYが特にやむを得ない事情があると認めたときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(情報開示)

第20条 SSYは、支援事業の成果その他の情報が第1条の目的達成に資すると判断した場合には、その情報を公表又は関連する機関等へ提供することができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はSSYが別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月23日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。